

臨床心理分野専門職大学院  
平成 30 年度認証評価報告書

< 抜粋 >

平成 31(2019)年 3 月 25 日  
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会



はじめに

## 平成 30 年度における臨床心理分野専門職大学院の認証評価報告

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、1988 年 3 月に創設以来、我が国における臨床心理学的諸実践の進歩と正当な社会的適用に資するために、臨床心理士の資格認定、国内における心理臨床活動の充実と向上のための事業とともに、臨床心理士を養成するための大学院教育の充実、発展に寄与すべく事業を展開しております。2009 年 9 月には臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、認証評価を実施してまいりました。

平成 30 年度においては、関西大学大学院の第 2 回目の認証評価を実施いたしました。当該大学院は第 1 回目の認証評価で適合と認定された後も着実な展開が続けられ、現代社会における心の問題の複雑化、多様化に対応できる理論と実務を架橋する高度専門職業人としての専門性を備えた臨床心理士を養成する教育課程として、今回も当協会が定める評価基準に適合している結論を得られたことは、誠にご同慶の至りです。

ここに、平成 30 年度認証評価結果をご報告いたします。臨床心理分野専門職大学院の教育活動等が、広く国民の皆様のご理解とご支持が得られることを期待しております。

最後になりましたが、この場をお借りして、平成 30 年度の認証評価事業にお力添えをいただきました関連委員の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼申し上げます。

平成 31 年 3 月 25 日

公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会

専務理事 藤原勝紀

## 目 次

はじめに .....	i
目次 .....	ii
<b>I 平成 30(2018)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について</b>	
1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的 .....	1
2 平成 30 年度専門職大学院の認証評価への申請校 .....	1
3 認証評価を担当する組織と体制 .....	2
4 認証評価の経過の概要 .....	4
5 認証評価の結果の概要 .....	5
6 年次報告書 .....	6
7 認証評価の実施体制の整備 .....	6
<b>II 申請大学院に対する認証評価の結果</b>	
1 関西大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果.....	7
<b>III 資料</b>	
1 関西大学大学院の現況及び特徴 .....	39
2 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程評価基準要綱 .....	41
3 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価に関わる手続規則 ...	92
4 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価審査規程 .....	98
5 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程認証評価委員会規程 .....	100
6 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会規程 .....	103
7 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程申し立て審査委員会規程 .....	105
8 臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程判定委員会細則 .....	107

## I 平成 30(2018)年度臨床心理分野専門職大学院の認証評価について

### 1 臨床心理分野専門職大学院の認証評価の目的

平成 17 年 4 月より、心の問題の複雑化・多様化に対応できる高度専門職業人を養成するための臨床心理分野専門職大学院の設置が始まった。質の高い心の専門家の養成を進めるためには、大学院設置後の教育活動等の質を保証することが重要である。そのためには、第三者による評価制度（適格認定）は、不可欠なものである。

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会は、平成 21 年 9 月 4 日付で臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として文部科学大臣から認可を受けた。本協会が実施する認証評価の目的は、次のとおりである。

本協会が、大学院からの求めに応じて実施する認証評価においては、我が国の専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、本協会が定める専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 専門職大学院の教育活動等の質を保障するため、専門職大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 専門職大学院の教育活動等の改善に役立てるため、専門職大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を専門職大学院にフィードバックすること。
- (3) 専門職大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、専門職大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

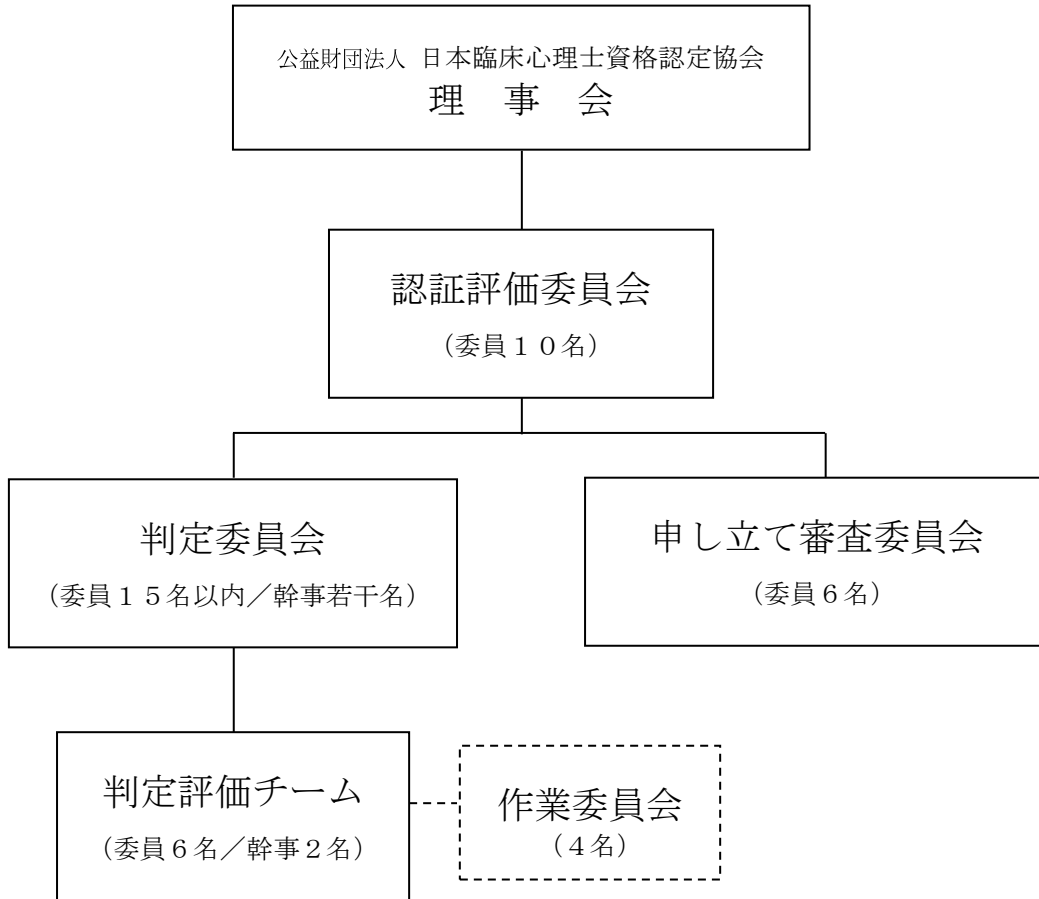
### 2 平成 30 年度専門職大学院の認証評価への申請校

平成 30 年度専門職大学院の認証評価の申請校は、以下の 1 大学院であった。

私立 関西大学大学院 心理学研究科 心理臨床学専攻（専門職学位課程）

### 3 認証評価を担当する組織と体制

本協会は、認証評価委員会、判定委員会（判定評価チーム）、申し立て審査委員会を設け、臨床心理分野専門職大学院の認証評価を実施している。



(1) 認証評価委員会委員（定数10名/現在数10名） ◎委員長（1名） ○副委員長（2名）

- ◎藤原 勝紀（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・専務理事/京都大学・名誉教授）
- 村山 正治（学校臨床心理士ワーキンググループ・代表/九州大学・名誉教授）
- 結城 章夫（公益財団法人山形県産業技術振興機構・理事長/山形大学・名誉教授）
- 石川 啓（日本臨床心理士養成大学院協議会・顧問/関西大学・名誉教授）
- 大塚 義孝（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会・顧問/京都女子大学・名誉教授）
- 久保 千春（九州大学・総長）
- 鶴 光代（一般社団法人日本心理臨床学会・常任理事/東京福祉大学・教授）
- 平木 典子（統合的心理療法研究所・顧問）
- 村瀬嘉代子（一般財団法人日本心理研修センター・理事長/大正大学・名誉教授）
- 山中 康裕（京都ヘルメス研究所・所長/京都大学・名誉教授）

(2) 判定委員会委員 (定数 15 名以内/現在数 14 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (2 名)

- ◎名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 岸 良範 (高輪心理臨床研究所・主宰)
- 吉川 眞理 (学習院大学・教授)
- 青木紀久代 (お茶の水女子大学・准教授)
- 伊藤 良子 (帝塚山学院大学大学院・教授)
- 大野 博之 (九州大学・名誉教授)
- 岡本 淳子 (国際医療福祉大学大学院・特任教授)
- 菅野 信夫 (天理大学・教授)
- 倉戸由紀子 (追手門学院大学・名誉教授)
- 橘 玲子 (元新潟青陵大学・教授)
- 田畑 治 (名古屋大学・名誉教授)
- 馬場 禮子 (中野臨床心理研究室・室長)
- 山下 景子 (元徳島文理大学・教授)
- 横山 知行 (新潟大学・教授)

幹事

- 浅田 剛正 (新潟青陵大学・准教授)
- 井芹 聖文 (就実大学・講師)

(3) 申し立て審査委員会委員 (定数 6 名/現在数 5 名) ◎委員長 (1 名) ○副委員長 (1 名)

- ◎滝口 俊子 (放送大学・名誉教授)
- 乾 吉佑 (多摩心理臨床研究室・室長/専修大学・名誉教授)
- 鵜養 美昭 (日本女子大学・名誉教授)
- 生地 新 (北里大学大学院・教授)
- 小谷 英文 (PAS 心理教育研究所・理事長/国際基督教大学・名誉教授)

(4) 判定評価チーム (定数 6 名/現在数 6 名) ◎主査 (1 名) ○副査 (1 名)

- ◎名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 吉川 眞理 (学習院大学・教授)
- 岸 良範 (高輪心理臨床研究所・主宰)
- 青木紀久代 (お茶の水女子大学・准教授)
- 高桑 三男 (京都市総合教育センター・顧問/元京都市教育委員会・教育長)
- 吉田 素文 (国際医療福祉大学・副医学部長/医学科長)

(5) 作業委員会

- 名取 琢自 (京都文教大学・教授)
- 吉川 眞理 (学習院大学・教授)
- 浅田 剛正 (新潟青陵大学・准教授)
- 井芹 聖文 (就実大学・講師)

#### 4 認証評価の経過の概要

(1) 認証評価申請の案内〔平成 29(2017)年 8 月 9 日〕

平成 30 年度を評価実施年度とする関西大学大学院に対して、申請の案内を送付した。

(2) 専門職大学院に対する認証評価に関する説明会〔平成 29(2017)年 9 月 1 日〕

平成 30 年度に認証評価を予定している関西大学大学院を対象に、認証評価のスケジュール、評価基準、手続規則等について説明会を行った。

(3) 認証評価申請書の受理〔平成 29(2017)年 9 月 25 日〕

関西大学大学院より認証評価申請書の提出があり、その申請を受理し、認証評価に着手した。

(4) 認証評価に関する委員会〔平成 30(2018)年 6 月 17 日〕

認証評価委員会、判定委員会を開催するとともに、評価基準要綱、認証評価に関わる手続規則等について研修を行った。

(5) 判定評価チーム委員の研修会〔平成 30(2018)年 6 月 17 日〕

判定評価チーム委員及び幹事を対象に、評価基準、認証評価に関わる手続規則等に加え、過年度の認証評価作業の実績をもとにした書類審査、訪問調査等の実際的な研修を行った。

(6) 自己点検評価報告書の提出〔平成 30(2018)年 6 月 28 日〕

関西大学大学院より自己点検評価報告書、大学院基礎データ等が提出された。

(7) 事前確認事項一覧表の送付〔平成 30(2018)年 8 月 10 日〕

関西大学大学院へ、事前確認事項一覧表及び提出依頼資料一覧を送付した。

(8) 事前確認事項回答書の提出〔平成 30(2018)年 8 月 30 日〕

関西大学大学院より、事前確認事項一覧表に対する回答書が提出された。

(9) 認証評価に関わるヒアリング〔平成 30(2018)年 9 月 13 日〕

自己点検評価報告書及び事前確認事項について、関西大学大学院のヒアリングを行った。

(10) 訪問調査〔平成 30(2018)年 10 月 23 日〕

判定評価チーム委員、幹事及び協会事務局担当職員により、関西大学大学院の訪問調査を実施した。

(11) 認証評価報告書（一次案）の送付〔平成 30(2018)年 11 月 24 日〕

判定評価チームによる認証評価報告書（一次案）を、関西大学大学院へ送付した。

(12) 認証評価報告書（一次案）への意見の提出〔平成 30(2018)年 12 月 13 日〕

関西大学大学院より、認証評価報告書（一次案）への意見が提出された。



(13) 認証評価報告書（判定評価チーム案）の作成と提出〔平成 31(2019)年 1 月 15 日〕

判定評価チームは、関西大学大学院の意見を参考に、認証評価報告書（判定評価チーム案）を作成し、判定委員会に提出した。

(14) 認証評価報告書（案）の作成と提出〔平成 31(2019)年 1 月 27 日〕

判定委員会は、認証評価報告書（判定評価チーム案）、当該大学院から提出された自己点検評価報告書及び関連諸資料を総括し、関西大学大学院の認証評価報告書（案）を作成し、認証評価委員会に提出した。

(15) 認証評価報告書の作成と提出〔平成 31(2019)年 1 月 27 日〕

認証評価委員会は、認証評価報告書（案）を審議のうえ、関西大学大学院の認証評価報告書を作成し、理事会に提出した。

(16) 認証評価報告書の決定〔平成 31(2019)年 1 月 27 日〕

第 150 回理事会において、認証評価委員会から提出された関西大学大学院の認証評価報告書を審議し、決定した。

(17) 認証評価報告書の送付と確定〔平成 31(2019)年 2 月 8 日〕

関西大学大学院へ平成 31 年 2 月 8 日付で認証評価報告書を送付した。所定の期間内に当該大学院から異議申し立てがなかったため、認証評価報告書が確定した。

(18) 認証評価報告書の公表〔平成 31(2019)年 3 月 25 日〕

関西大学大学院の認証評価報告書を文部科学大臣に送付して報告するとともに、協会ウェブサイトに掲載し公表した。

(19) 認定証の送付〔平成 31(2019)年 3 月 25 日〕

関西大学大学院へ適格認定証を送付した。

## 5 認証評価の結果の概要

平成 30 年度に申請のあった下記の臨床心理分野専門職大学院について審査した結果、当該大学院は本協会が定める評価基準に適合していると認定した。なお、認定の期間は、2024 年 3 月 31 日までとする。

(1) 認証評価の結果、評価基準に適合していると認定した大学院・専攻

私立 関西大学大学院 心理学研究科 心理臨床学専攻（専門職学位課程）

(2) 適合していると認定した大学院に対する提言

適合していると認定された大学院へ、専門職大学院として一層の改善を図り充実させるために、「勧告」、「改善が望ましい点」、「要望事項」等の提言を行うことがある。「勧告」、

「改善が望ましい点」を付された大学院は、それぞれの指摘についてどのように改善したかを取りまとめ、年次報告書へ記載して報告しなければならない。

なお、「要望事項」は、臨床心理分野の専門職大学院としてより一層のレベルアップを目指しての努力目標として提示するものである。

## 6 年次報告書

大学院は、認証評価を受けた翌年度から毎年5月1日現在の大学院の状況を5月末日までに報告しなければならない。報告書には、以下の事項を含めること。

- (1) 専任教員の氏名、職名、年齢、専門分野、臨床心理士資格の有無
- (2) 入学試験の状況（志願者数、合格者数、競争率等）
- (3) 学生の状況（1年生数、2年生数、留年者数、社会人数、留学生数等）
- (4) 認証評価を受けた後の重大な変更
- (5) 修了生の進路状況（就職先名称、常勤・非常勤の別、進学した大学院の名称等）
- (6) 改善が望ましいとされた事項への対処

## 7 認証評価の実施体制の整備

本協会は、臨床心理分野専門職大学院の認証評価機関として、平成21年度1校、23年度3校、25年度1校、26年度1校、27年度1校、28年度3校、のべ10校の認証評価を実施してきた。これらの経験知をもとに見出された課題等を踏まえて、平成30年度に向けた実施体制を整備した。

### (1) 認証評価の実施体制の整備・強化

認証評価体制の充実を図るため、判定委員会委員の追加任用を行った。任用に当たっては、大学設置、教育課程等に造詣が深く臨床心理士養成に携わる教員、認証評価を受けた実績を持つ臨床心理分野専門職大学院の教員を念頭に配置した。

### (2) 認証評価を担当する委員の研修

認証評価を担当する関係者の研修を、その役割に応じて組織的に行った。

平成30年度認証評価の対象である関西大学大学院は、今回第2回目の認証評価となるため、特に判定評価チーム委員を対象として、平成25年度の認証評価結果、翌年度以降の年次報告書を踏まえた、より実質的な研修を行った。

## II 申請大学院に対する認証評価の結果

### 関西大学臨床心理分野専門職大学院に対する認証評価の結果

#### 1 認証評価の結果

関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職学位課程）は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合している。

#### 2 総評

関西大学は、心理査定に関する先駆的な研究をはじめとして、長期にわたる臨床心理学の教育研究を実践し、成果を蓄積してきた。これを土台として、平成 10 年に社会学研究科社会心理学専攻臨床心理学専修に臨床心理士養成の教育体制が整えられ、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第 1 種指定大学院に認定された。

平成 20 年には心理臨床に関する高度な実務教育により臨床心理専門職業人を養成するため、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職学位課程）の設置認可を受け、平成 21 年 4 月全国で 5 番目となる臨床心理分野専門職大学院が開設された。コース制を取り入れた教育課程、教育評価の質的基準の策定及び地域臨床心理学領域に注力した特色ある教育活動が展開された。開設後 5 年間の活動実績に対して、平成 25 年度に第 1 回目の認証評価が実施され、臨床心理士養成のための大学院専門職学位課程の評価基準に適合していることが確認された。評価の過程で、更なる充実に向けての課題も示されたが、当該大学院はこれらの課題に真摯に取り組み、改善を重ねてきた。

専門職大学院開設以来、臨床心理士資格審査合格率は高水準を維持しており、修了後も多数の臨床心理士が現場で活躍する道を開いていることは高く評価できる。

今回の認証評価の作業中（平成 30 年 10 月）、キャンパス外に設置されていた実習施設の閉室及び千里山キャンパスの実習施設の統合計画の通知を受けた。これは「新心理臨床センター」（平成 31 年 1 月開設予定）に学内実習施設を集約・拡充し、教育研究環境をさらに向上させるための取り組みとされ、地域密着型の心理臨床と社会貢献、不登校や引きこもりの児童・生徒を対象とした「居場所プログラム（仮称）」や療育プログラムの展開の拠点となる構想がなされている。その実績は次回の認証評価の対象となるが、発展的取り組みとして慎重に見守りたい。今後も優れた実践を維持しながら、専門職学位課程の専門性をより一層高めるように、教員組織、教育内容及び施設等の充実を期待する。

今回の認証評価では、平成 25 年度の第 1 回目の認証評価後、平成 30 年 5 月までの実績を対象に、主として判定評価チームが「自己点検評価報告書」、「大学院基礎データ」、「事前確認事項回答書」及び平成 26 年度以降の「年次報告書」などの書類審査を行い、加えて関西大学大学院へのヒアリングと訪問調査を実施し、教育訓練、臨床及び研究活動の現状を

把握する作業を進めた。その結果を判定委員会、認証評価委員会、理事会の議を経て、この報告書としてまとめた。

審査の結果、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（専門職学位課程）は、評価基準のすべてを満たしており、臨床心理士養成の基本理念や当該大学院の目的に照らし、総合的に判断して適合していると認定する。これは、高度専門職業人を養成する専門職大学院として基礎的な要件を満たしており、社会的に保証できることを意味している。次回の評価については、2024年3月31日までに受けるものとする。

なお、今回は「勧告」及び「改善が望ましい点」としての指摘はなかった。「要望事項」はさらに充実した教育実践及び教育環境の実現に向けて、一層のレベルアップが図られるよう提示したものである。今後とも高い水準を維持しながら、さらなる向上を遂げられることを期待する。